

米国特許・商標ニュース

米国特許商標庁、コロナウイルスの影響により 手続きが遅延した場合の期限を更に延長

2020年5月30日

米国弁護士
服部 健一 (Ken I. Hattori)
本橋 美紀 (Miki Motohashi)

米国特許商標庁は、CARES 法を制定してコロナウイルスの影響で手続きが遅延した場合の期限延長を行ってきたが 5 月 28 日に特許・商標ともに新たに延長する通知を発表した。

1. 特許関係について

a. 今までの CARES 法の通知

3 月 31 日発表

2020年3月27日～4月30日中の期限を、30日延長

4 月 28 日発表

2020年3月27日～5月31日中の期限を、6月1日まで延長

*3月31日発表内容について、書類提出または料金納付の遅延がコロナウイルス発生に起因した旨の陳述書の提出すること、審判手続きについては特許審判部に直接連絡して期間延長を求め、権利再生手続きには請願書を提出することで請願料金免除などの追加事項有。

b. 新たな 5 月 28 日発表の CARES 法の通知

今回の発表は基本的には 4 月 28 日の発表内容の更なる期間延長である。追加事項は、出願人が小規模団体とマイクロ団体の期限延長は一律のようであるが、大規模団体への期限延長は、申し立ての提出を条件としており、その申し立てもケースバイケースで受理され、請願費用も免除はされない。具体例は出ていないので、相当に大きな影響が出ない限り認められないとも考えられる。

- 小規模団体、マイクロ団体の出願人には 2020 年 3 月 27 日～5 月 31 日中の期限を、7 月 1 日まで一律に延長
- 大規模団体の出願人には、5 月 31 日以降から、期限延長の申し立てや、特許出願の再生(revive)の申し立てを行った出願人に対してはケースバイケースでこの期間延長を認めるが、請願費用は免除されない。
- 全ての出願人に対して、4 月 28 日に発表された通り、コロナウイルスの影響で遅れた旨を説明でき、6 月 30 日以前(on or before)に放棄になってしまったものについては、請願費用を必要としない
- 全ての出願人と特許権者に対して、オフィスアクションの応答期限、4 月の告知にある通りに書類や費用が期限内に提出されなかったことによって放棄となった出願の再生の申し立て、年金支払いで期限に遅れたものは期限延長申請を利用可能である。
- 米国特許商標庁は、引き続きコロナウイルスによる出願人への影響を鑑みて、CARES 法の今後の対応を決定する

2. 商標関係について

c. 今までの CARES 法の通知

3 月 31 日発表

2020 年 3 月 27 日～4 月 30 日中の期限を、30 日延長

4 月 28 日発表

2020 年 3 月 27 日～5 月 31 日中の期限を、6 月 1 日まで延長

d. 新たな 5 月 28 日発表の CARES 法の通知

商標についても基本的には 4 月 28 日の発表内容のさらなる期限延長である。追加事項は、使用宣誓書の提出期間である。米国商標出願においては使用証拠と宣誓書の提出が求められるが、コロナウイルスの発生により、予定通り事業を開始することや商品を販売することができず、使用の開始が遅れてしまう事業者がいるという世論の高まりから、使用宣誓書についても期限延長が認められた点が注目される。

- オフィスアクションへ応答が期限内に提出できない出願人は、商標電子出願システム (TEAS) から出願再生の請願(Petition to Revive)を提出する
- 使用宣誓書が 36 カ月の法定期限内に提出できない出願人は、TEAS から長官への請願(Petition to Director)を提出する
- 商標権者で、法定期限を超過し、登録がキャンセル、放棄となった場合は、TEAS から長官への請願(Petition to Director)を提出する
- 本通知をもって、4 月 28 日に通知した請願費用を請求しない期間を 6 月 30 日まで延長する

- 商標審判部 (TTAB)においては、コロナウイルスの影響で書面提出が遅れた場合は、査定系審判(Ex Parte Appeals)については請求(request)によって、当事者系審判(Trial Cases)については申し立て(motion)によって、期限延長申請する
- 米国特許商標庁は、引き続きコロナウイルスによる出願人への影響を鑑みて、CARES法の今後の対応を決定する

3. 米国特許商標庁の通知原文

特許

3月31日発表の最初の CARES 法の通知

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Notice-CARES-Act.pdf>

(詳細は本ニュース 4月2日版参照)

4月28日発表の改正 CARES 法の通知

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Patents-Notice-CARES-Act-2020-04.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term

(詳細は本ニュース 5月6日版参照)

5月28日発表の今回の改正の通知

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Patents-Notice-CARES-Act-2020-05.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term

商標

3月31日発表の最初の CARES 法の通知

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Notice-CARES-Act.pdf>

4月28日発表の改正 CARES 法の通知

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Notice-CARES-Act-2020-04.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term

(詳細は本ニュース 5月6日版参照)

5月28日発表の今回の改正の通知

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Notice-CARES-Act-2020-05.pdf?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term